

利用料金（介護保険）

介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護保険負担割合証に応じた負担割合となります。
ただし介護保険給付の範囲を超えるサービス利用は全額自己負担です。

※1単位は10.42円

内 容			訪問看護単位数		介護予防 訪問看護単位数	
訪問看護	I 1	20分未満	314	単位	303	単位
訪問看護	I 2	30分未満	471	単位	451	単位
訪問看護	I 3	30分以上1時間未満	823	単位	794	単位
訪問看護	I 4	1時間以上1時間30分未満	1128	単位	1090	単位
			准看護師による訪問看護 90/100			
夜間（午後6時～10時）早朝（午前6時～8時）は25/100を加算 深夜（午後10～午前6時）は50/100を加算 [2回目以降]						
訪問看護	I 5	1回20分 理学療法士による訪問 （1日3回以上の場合は50/100を加算） ※利用開始月から12月超の予防看護は1回につき15単位減算 ※前年度訪問回数が看護師を上回っている場合 8 単位減算	294	単位	284	単位
長時間訪問看護加算		1回の訪問が90分以上	300	単位		
複数名訪問看護加算Ⅰ （2人の看護師等の同時訪問）		複数の同時訪問 1回30分未満	254	単位		
		複数の同時訪問 1回30分以上	402	単位		
複数名訪問看護加算Ⅱ （看護師等と看護補助者の同時訪問）		複数の同時訪問 1回30分未満	201	単位		
		複数の同時訪問 1回30分以上	317	単位		
緊急時訪問看護加算Ⅰ		月1回毎 常時対応できる体制であり業務負担軽減に資する体制整備あり	600	単位		
緊急時訪問看護加算Ⅱ		月1回毎 常時対応できる体制であること	574	単位		
看護・介護職員連携強化加算		月1回毎 ヘルパーへの疲の吸引等支援	250	単位		
特別管理加算Ⅰ		月1回毎 気切、留置カテーテル等	500	単位		
特別管理加算Ⅱ		月1回毎 ストーマ・在宅酸素・自己導尿・点滴等	250	単位		
サービス提供体制強化加算		1回の訪問毎	6	単位		
初回加算Ⅰ		退院した日の訪問	350	単位		
初回加算Ⅱ		退院した日の翌日以降の訪問	300	単位		
退院時共同指導加算		厚生労働大臣が定める状態は2回まで正看のみ	600	単位		
ターミナルケア加算		死亡前14日以内に2日以上ターミナルケア実施要介護者のみ	2500	単位		
看護体制強化加算Ⅰ		月1回毎ステーションの体制により加算	600	単位		
看護体制強化加算Ⅱ		月1回毎ステーションの体制により加算	300	単位		
専門管理加算		月1回毎 専門の研修を受けた看護師の計画的な管理	250	単位		
口腔連携強化加算		月1回まで 口腔評価し、情報提供、対応体制確保	50	単位		

実費負担分

キャンセル代金	訪問時に不在等の場合	基本単位の2倍	円		
交通費	実施地域を超えた地点から10km以上	300	円		
死後の処置	指定訪問看護と連続して行われる死後の処置	22000	円		
医療・看護処置に必要な物品	サージット・グローブ・吸引器貸し出し等	実費相当	円		

※ご不明な点がございましたら、お気軽におたずねください。

西尾病院訪問看護ステーション TEL (0563) 57-8085
管理者 山本 陽子

利用料の内容についての説明をしました。

年 月 日 説明者 (印)

利用料の内容についての説明を受け、これに同意します。

年 月 日 利用者様又はご家族・代理人様 (印)

